平成２４年（ワ）第３６７１号外　大飯原子力発電所運転差止等請求事件
原　告　　竹本　修三　　外
被　告　　国　　外１名

原告第８４準備書面

−舞鶴市の避難計画の受入困難性−

２０２１年（令和３年）８月３１日

京都地方裁判所　第６民事部合議ろＡ係　御中

原告ら訴訟代理人
弁　護　士　　出　口　治　男

同　　渡　辺　輝　人

外

第１　舞鶴市の住民避難計画の概要

京都府舞鶴市は、市域をＡ～Ｆのゾーンに分けて避難計画を策定している。下記はＤゾーンにある明倫小学校区を例示したものである。大飯原発との関係では、Ａ～Ｄのゾーンが緊急時防護措置を準備する区域（ＵＰＺ）に含まれている。

これらの地域について避難が必要なった場合には、一度、「避難中継所」に必ず立ち寄ることとされている。そもそも避難自体が困難であることは、これまで、様々な角度から述べてきたところである。そして、仮に、居住地域から避難が可能だったとしても、「南方」の「京都府」方面に避難する場合には京都府立丹波自然運動公園が避難中継所となり、ここで、除染などを行うことになっている。避難中継所が機能する保障が全くないことについては、原告第２７準備書面で述べたところである。

この問題を措くとしても、風向き等からして南方に避難すべきであるにもかかわらず、京都府立丹波自然運動公園が高濃度に汚染されたスポットになって使用できない事態はいくらでも想定可能であるところ、その場合に対処不能となる。さらにいえば、全体となる災害や、原発の事故時の風向き次第で、福知山市三段池公園、長田野公園体育館、京都府立丹波自然運動公園の三カ所がいずれも使用不能になる事態すら想定できるところ、その場合にどうするのかも不明であり、端的に、対処不能である。

また、これらの避難中継所への経路は、舞鶴市から綾部市までは全く同じであるところ、その経路が汚染や道路の寸断で通行できない場合には、そもそも避難ができない。

第２　各省学校区の避難先の概要とその問題点

１　志楽（しらく）小学校区（住民：５５９２人、Ａ、Ｂゾーン）

次に京都府方面へ避難が可能だったとしても、実際には避難先が決まっていないに等しいことを、小学校区をいくつか挙げて例示する。

仮に、避難中継所が機能したとしても、舞鶴市民に案内されている避難先の施設はあくまで避難先の候補に過ぎず、「避難が必要な場合には、舞鶴市及び京都府が、まず避難先市町が被災していないか、避難施設が受入可能かなどを確認し、避難を実施することになります」とされる。

具体的に、志楽小学校区はＡゾーン、Ｂゾーンにまたがる小学校区である。南方面に避難する場合、同学区の住民は京都市東山区、京都市北区、京都市中京区に設置される多数の避難所に分散して避難することになっている。しかし、小学校区内の居住地域と避難先である京都市内の避難所の具体的な対応関係はない。

また、一つの自治会等に対して多数の避難所が設定されるため、地域の住民が非難先でバラバラに分断されてしまう可能性が高い。京都市内の避難場所自体、かなりの広域に点在しており、バラバラに分断された

【南方面】志楽小学校区避難先マップ

ゾーン	自治会等	避難時集結場所	避難中継所	避難先市町(区)名	避難所
A	松尾	西総合会館	京都府立丹波自然運動公園	京都市東山区	●元有済小学校●元新道小学校●元清水小学校 ●元白川（元栗田）小学校●元月輪小学校●元今熊野小学校 ●京都市東山青少年活動センター●東山地域体育館 ●陶工高等技術専門校●京都華頂大学・同短期大学 ●日吉ヶ丘高等学校●華頂女子高等学校
B	安岡、小倉、鹿原西、鹿原 吉坂、小倉西、小倉新町 安岡新町、やすらぎ苑 安岡園、こひつじの苑舞鶴 田園町	志楽小学校		京都市北区	●京都市北青少年活動センター●京都市北文化会館 ●京都府立体育館●京都府立医科大学花園学舎●大谷大学 ●佛教大学●立命館大学京都衣笠体育館 ●京都産業大学●山城高等学校●紫野高等学校
	泉源寺、田中東、田中西	東舞鶴高等学校			
	田中中、田中新 田中団地、舞鶴学園			京都市中京区	●元教業小学校●元生祥小学校・幼稚園●元立誠小学校 ●京都芸術センター●京都市男女共同参画センター ●京都市生涯学習総合センター●京都市中京青少年活動センター ●京都市教育相談総合センター(洛風中学校) ●京都国際マンガミュージアム●職員会館かもがわ ●こどもみらい館●花園大学●銅駝美術工芸高等学校 ●堀川音楽高等学校●西洋高等学校 ●朱雀高等学校●堀川高等学校

●避難所については、施設の名称や住所の変更等の理由により、舞鶴市原子力災害住民避難計画（平成２８年３月改正）から平成２９年３月時点で一部修正している施設があります。
●避難が必要な場合は、舞鶴市及び京都府が、まず避難先市町が被災していないか、避難施設が受入可能かなどを確認し、避難を実施することになります。

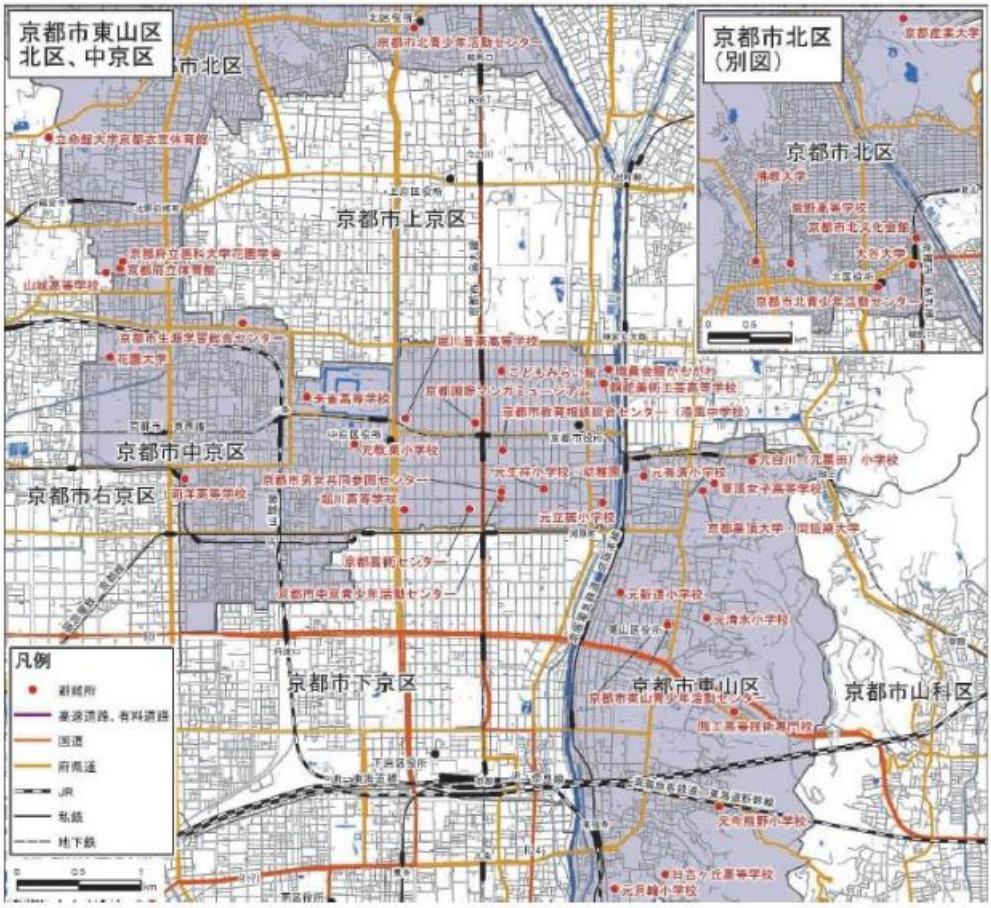

舞鶴市の地域ごとの住民が集まることも困難である。

2　朝来（あさご）小学校区（住民：３１８９人、Ａ、Ｂゾーン）、大浦小学校区（住民：２０９４人、Ａ－２、Ｂゾーン）

朝来小学校区、大浦小学校区についても同様のことを指摘できるが、これらの小学校区の避難所を志楽小学校区のものと比較すると、避難所に使用する施設がかなり重複していることが分かる。各小学校でどのように施設を割り振るのかすら決まっていないということであろう。そうすると、実際には「早い者順」に受け入れるほかなくなり、避難における地域の一体性などは無視されることになる。

【南方面】朝来小学校区避難先マップ

ゾーン	自治会等	避難時集結場所	避難中継所	避難先市町(区)名	避難所
A	杉山	西総合会館	京都府立丹波自然運動公園	京都市東山区	●元有済小学校●元新道小学校●元清水小学校 ●元白川（元栗田）小学校●元月輪小学校●元今熊野小学校 ●京都市東山青少年活動センター●東山地域体育館 ●陶工高等技術専門校●京都華頂大学・同短期大学 ●日吉ヶ丘高等学校●華頂女子高等学校
B	大波下、大波上、朝来中 朝来新町、松ヶ森、吉野 白屋、登尾、笹部 朝来西宮、朝来西町府営 朝来八田、高専 東舞鶴病院、鶴友寮 ヴィラージュ滝ヶ浦 エルドラード朝来	朝来小学校		京都市中京区	●元教業小学校●元生祥小学校・幼稚園●元立誠小学校 ●京都芸術センター●京都市男女共同参画センター ●京都市生涯学習総合センター●京都市中京青少年活動センター ●京都市教育相談総合センター（洛風中学校） ●京都国際マンガミュージアム●職員会館かもがわ ●こどもみらい館●花園大学●銅駝美術工芸高等学校 ●堀川音楽高等学校●両洋高等学校●朱雀高等学校 ●堀川高等学校

●避難所については、施設の名称や住所の変更等の理由により、舞鶴市原子力災害住民避難計画（平成２８年３月改正）から平成２９年３月時点で一部修正している施設があります。
●避難が必要な場合は、舞鶴市及び京都府が、まず避難先市町が被災していないか、避難施設が受入可能かなどを確認し、避難を実施することになります。

【南方面】大浦小学校区避難先マップ

ゾーン	自治会等	避難時集結場所	避難中継所	避難先市町(区)名	避難所
A-2	大山、田井、成生、野原	西総合会館 明倫小学校	京都府立丹波自然運動公園	京都市東山区	●元有済小学校●元新道小学校●元清水小学校 ●元白川（元粟田）小学校●元月輪小学校 ●元今熊野小学校●京都市東山青少年活動センター ●東山地域体育館●陶工高等技術専門校 ●京都華頂大学・同短期大学 ●日吉ヶ丘高等学校●華頂女子高等学校
B	河辺中、西屋、室牛、河辺由里、観音寺 河辺原、栃尾、中田、赤野、平、多祢寺 中田下、上佐波賀、下佐波賀、千歳 大丹生、瀬崎、三浜、小橋	大浦小学校			

●避難所については、施設の名称や住所の変更等の理由により、舞鶴市原子力災害住民避難計画（平成２８年３月改正）から平成２９年３月時点で一部修正している施設があります。

●避難が必要な場合は、舞鶴市及び京都府が、まず避難先市町が被災していないか、避難施設が受入可能かなどを確認し、避難を実施することになります。

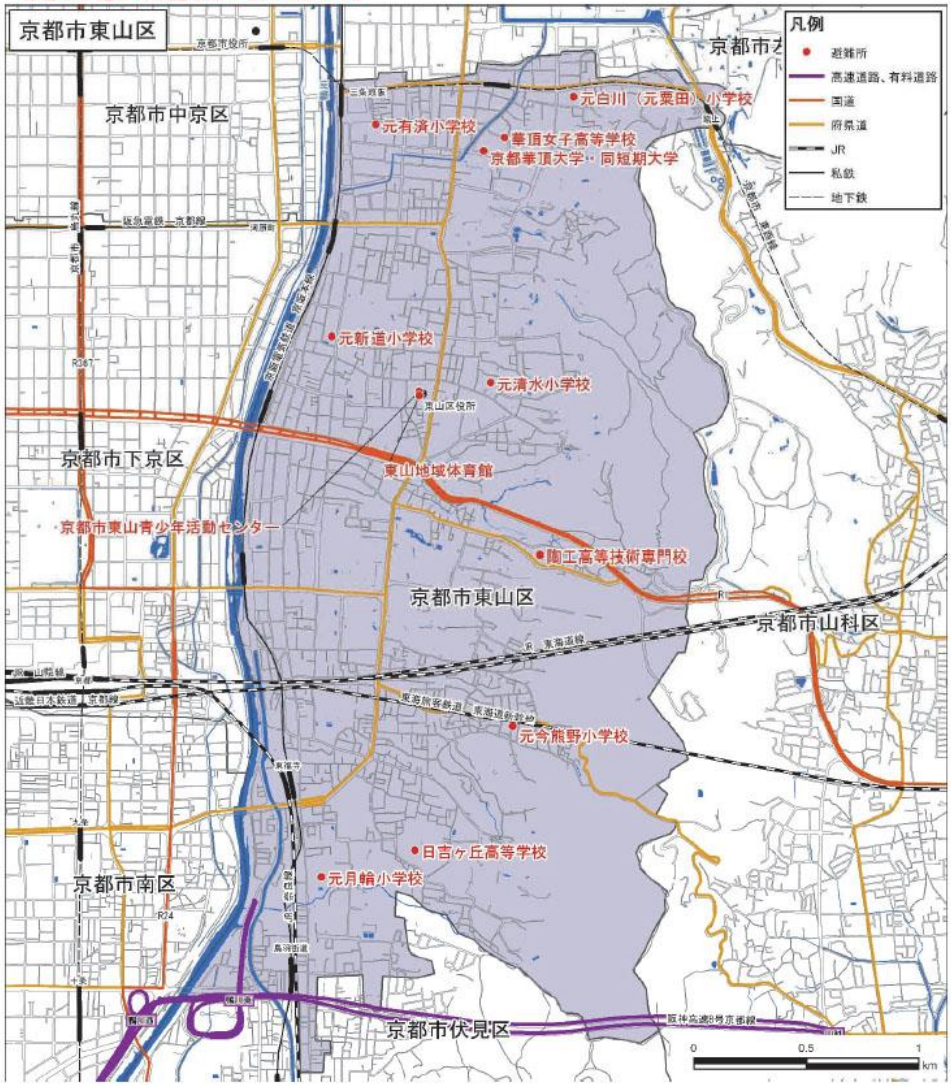

３　中舞鶴小学校区（住民：９２２３人の一部、Ｃゾーン）

Ｃゾーンは、舞鶴市で人口の多い東舞鶴駅周辺を含んでいる。一々指摘すると多量となるため、一つの小学校区だけ紹介すると、そのうちの一つが中舞鶴小学校区である。この学区は、避難所として、京都市左京区の大型の施設があてがわれているが、施設が大きく、自治会等のごと

に対応する施設がないので、対応関係がほとんどないと言えるほどである。これでは、施設を指定する意味がないし、実際に、この地域の住民がこれらの避難所に入れるのかすら不明確と言わざるを得ないだろう。

【南方面】中舞鶴小学校区避難先マップ

ゾーン	自治会等	避難時集結場所	避難中継所	避難先市町(区)名	避難所
C	本町３丁目、本町４丁目、本町５丁目 奥母、花木、西元町１丁目、西元町２丁目 旭東、旭西、旭南、若葉、橋、双葉	中舞鶴小学校	京都府立丹波自然運動公園	京都市左京区	●元新洞小学校●みやこめっせ ●京都市武道センター ●京都市国際交流会館 ●京都教育文化センター ●国立京都国際会館 ●京都ノートルダム女子大学 ●京都精華大学●北稜高等学校 ●洛北高等学校
	上若宮、道芝、上九丁目、東若宮、西若宮、中若宮 榎川上、榎川下、東元町、西門一丁目、西門二丁目 余部合同宿舎、中舞鶴宿舎、海上自衛隊	中総合会館			
	栄、荒田、白浜台、長浜、加津良、和田 保安学校、舞鶴航空基地隊舎	和田中学校			

●避難所については、施設の名称や住所の変更等の理由により、舞鶴市原子力災害住民避難計画（平成２８年３月改正）から平成２９年３月時点で一部修正している施設があります。

●避難が必要な場合は、舞鶴市及び京都府が、まず避難先市町が被災していないか、避難施設が受入可能かなどを確認し、避難を実施することになります。

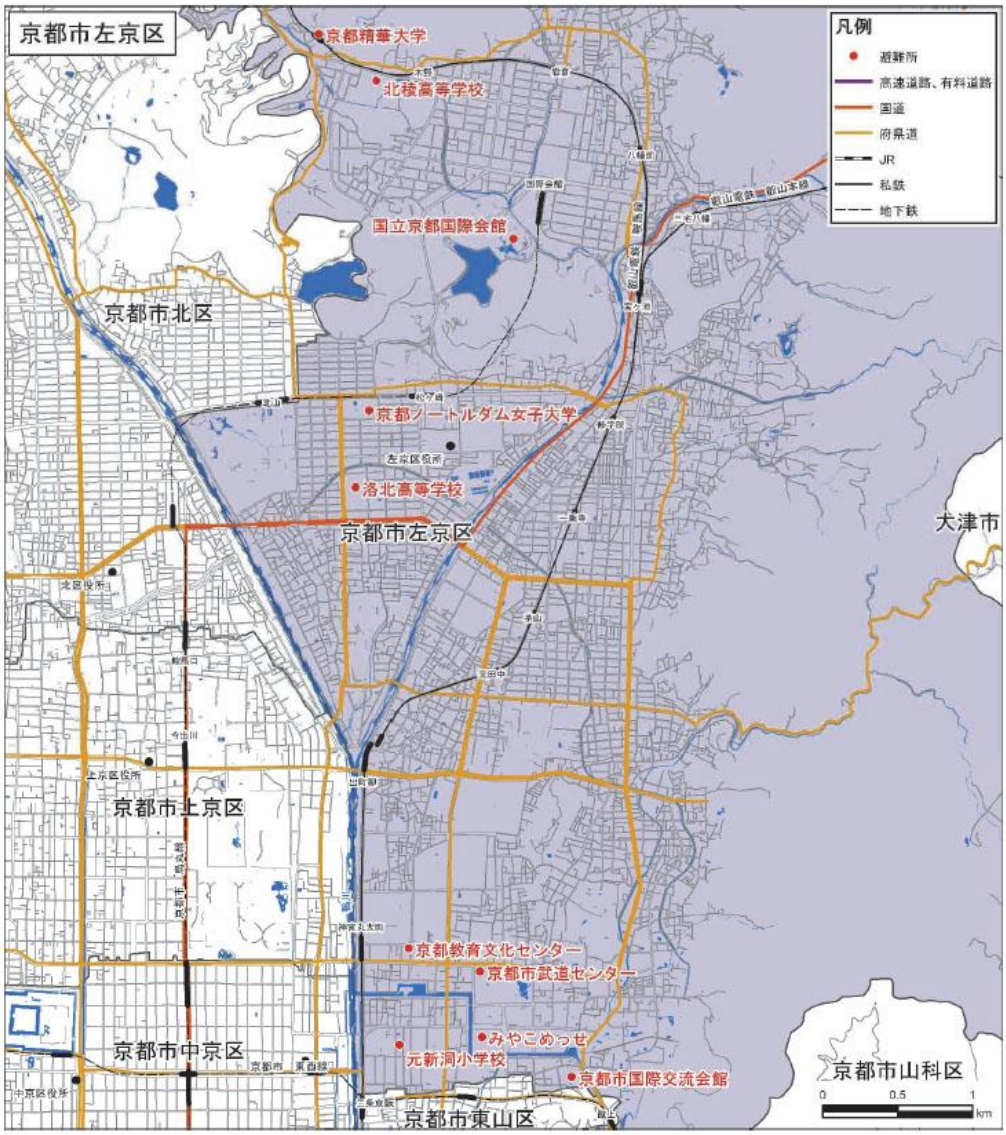

４　その他の小学校区（全体）

その他の小学校区の避難先については証拠で示すことにして細かくは言及しないが、舞鶴市は大飯原発のＵＰＺ圏内に３万８４８０世帯、８万１１７７人（平成２８年１月１日時点）もの大量の人口を抱えており、整然とした避難など期待すべきもない。

実際には、原発事故による避難が必要なった時点から、舞鶴市の住民は地域ごとの一体性を無視して、バラバラに避難所に辿り着くしかない。

第３　受け入れる京都市の側の問題

１　避難先の施設が民間転用されたりなくなったりする例

受け入れる京都市の側の事情として、元立誠小学校、元清水小学校など、避難所として指定されているのに、すでに小学校の校舎が解体されて敷地が民間のホテルに転用されているもの、校舎そのものが民間のホテルに転用されているものもある。この点、歴史的な経緯で街中にかなり小さい「学区」ごとに小学校があったのが京都市内の教育行政の在り方であったが、度重なる統廃合で小学校が大規模化し、小学校として使用されなくなった京都市の施設が「元〇〇小学校」として残されている。京都地方裁判所の直近でいえば梅屋小学校、竹間富有小学校、龍池小学校、春日小学校が統合して竹間富有小学校の跡地に作られたのが御所南小学校である。元をたどれば竹間小学校は別に存在し、現在のこども未来館の場所にあった。春日小学校の跡地は一度廃校になったのに御所南小学校の定員超過で「御所東小学校」として再度開校している。

現在は、京都市の政策により、この「元〇〇小学校」が次々に民間施設に転用されており、今後も同じような例が生じて、舞鶴市の避難者が使用できなくなる可能性が十分にある。これに限らず、避難先の施設が

使用可能である保障はない。

２　施設容量が足りる保証がないこと

（１） 避難者はＵＰＺ（３０ｋｍ）圏内の住民だけではないこと

福島第一原発事故の際の住民避難がそうであったように、実際の避難の場面では、住民たちは行政が意図した順番などとは関係なく避難を始めるし、ＵＰＺ（３０ｋｍ圏内）より外の地域の住民も（自主）避難をする。行政裁量をどのように観念するとしても、このような避難には合理性があるし、現場で止めようがない。

これらの避難住民が京都市内に辿り着いたとき、追い返したり、避難所に入ることを拒絶することはできない。

そうすると、京都市が受け入れるべき避難住民の数は、行政が計画した舞鶴市民等の数倍に上る可能性が高く、そのような大量の避難住民を受け入れる施設は現実にはない。

これは、避難計画が策定されている地域の住民との関係でいえば、十分な避難所を用意できないことを意味する。

（２） 非人間的な避難所の環境

また、我が国の緊急時の避難所の過密状態は全体的に非人道的なものであり、現状の計画で、避難者個々人（あるいは家族等の単位）で、十分なスペースが確保されてはいない。

（３） 感染症対策との関係

目下新型コロナウイルスの感染予防対策が国政上の課題になっているが、避難所において、新型コロナウイルスの感染予防対策をすることはほとんど不可能であろう。いわゆるコロナ禍は今後数年は続く可能性があり、その間は避難所の確保すらままならないし、対策を前提とした十分な広さの避難所を要することは不可能である。

その後、新型コロナウイルスが、ワクチン接種や集団免疫の成立によって従来のインフルエンザ程度の感染症になっていくと仮定しても、避難所がインフルエンザウイルスも含めて、ウイルス性の感染症の温床になることは想像に難くない。それに起因する死者が発生することも容易に予想できる。

3　京都市は住民に全く説明をしていないこと

京都市民は、市の行政当局から、このように舞鶴市などから大量の避難住民が訪れて、地域の公共施設のほとんどを避難住民が使用し、従って京都市民が公共施設を利用できなくなる事態についてほとんど何の説明も受けていない。当然ながら、住民がそのような受入についてコンセンサスを持っていない。そのようなコンセンサスを得ようと思えば、京都市の行政当局が、京都市民に対して、受入体制について繰り返し説明して理解を得る必要があるだろう。

このような状況では、福島第一原発事故発生後の避難住民らがそうであったように、避難後、避難してきた舞鶴市民と受け入れ側の京都市民の間で、様々な軋轢が生じ、舞鶴市民に対する人権侵害的な事態が発生しかねない。

4　京都市自体が避難の対象となる可能性

さらに根本的なことを言えば、舞鶴市民が京都市に向けて避難を始めた後で、京都市自体が事後的に避難対象地域となり、結局、施設を使えない可能性も現実的にある。避難対象とする地域をＵＰＺ圏内に限定するのが行政裁量だと仮定しても、避難先となるべき自治体自体が避難の対象になったら、舞鶴市民がどこへ避難するべきなのか全く不明となる。

第３　まとめ

このように、形の上だけでさも避難先が確保されているように取り繕っても、実際の避難者に対して、京都市等の受入自治体が用意する施設は全く足りないし、舞鶴市民に受け入れ先として示された京都市の施設は、実際には対応関係を観念することがほとんどできない。そもそも、８万人もの市民が無秩序に避難する事態で整然と避難先を指定すること自体が不可能であろう。

受け入れる京都市の側でも、施設自体が取り壊しや民間転用で失われていたりしているし、施設容量も全く足りない。そして、京都市民は、そのような自体が起こりえることを行政当局から全く説明を受けておらず、コンセンサスがない。

結局、避難計画自体が画餅に等しく、実施が著しく困難であると言わざるを得ない。

以上